令和６年第２回

瑞浪市議会定例会議案

（委員会提案）

令和６年３月２２日

目　　　次

発議第１号　瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について ‥‥１

発議第１号

瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

標記のことについて、次のとおり瑞浪市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和６年３月２２日　提出

提出者　議会運営委員会
委員長　樋　田　翔　太

瑞浪市議会議長　成瀬　徳夫　様

瑞浪市議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞浪市議会委員会条例（昭和４２年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項の表総務民生文教委員会の項中「総務民生文教委員会」を「総務厚生学教委員会」に改め、「、みずなみ未来部」を削り、「及び公平委員会」を「、公平委員会及び消防本部」に改め、同表経済建設委員会の項中「経済建設委員会」を「地域経済建設委員会」に、「経済部」を「みずなみ未来部、経済部」に、「、建設部及び消防本部」を「及び建設部」に改める。

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、改正前の瑞浪市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき、総務民生文教委員会の委員に選任されている者は、改正後の瑞浪市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく総務厚生学教委員会の委員として、旧条例に基づく経済建設委員会の委員に選任されている者は、新条例の規定に基づく地域経済建設委員

会の委員として引き続き在任するものとし、その任期は、旧条例に基づく委員会の委員の残任期間とする。